

山口県報

平成26年
3月18日
(火曜日)

目次

規則 山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則(労働政策課)……………一
告示 山口県土地利用基本計画の変更の公表(地域政策課)……………二
山口県立職業能力開発校規則(昭和三十九年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。……………二
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)……………二
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)……………四
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課)……………五
保安林の指定(美祢市)(森林整備課)……………七
下関都市計画道路事業の事業計画の変更認可(二件)(都市計画課)……………八
下関都市計画道路事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………八
下関都市計画広場事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………八
道路の位置の指定(建築指導課)……………九
公告……………九
基本測量の実施(監理課)……………九
公共測量の実施の終了(監理課)……………九
人委公告……………九
平成二十六年度山口県警察官(男性)採用(A)試験(第一回)の実施……………九
平成二十六年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第一回)の実施……………二
選管告示……………二
直接請求に必要な有権者の数……………一四



山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第七号

山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

山口県立職業能力開発校規則(昭和四十四年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表山口県立東部高等産業技術学校の項中

機械加工科	四〇人
-------	-----

機械加工科	二〇人
-------	-----

に改め、

メカニカルデザイン科	一〇人
------------	-----

を削り、

造園科	二〇人
溶接科	二〇人

を

ものづくり技術科	三〇人
メカニカルデザイン科	一〇人
造園科	二〇人

に改め、同表山口県

立西部高等産業技術学校の項中

木造建築科	二〇人
-------	-----

に、

左官・タイル施工科	二〇人
-----------	-----

を

インテリア木工科	一〇人
木造建築科	四〇人

を

インテリア木工科	一〇人
木造建築科	一五人

に改める。

左官・タイル施
工科
二〇人

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。



山口県告示第九十九号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項の規定により定められた山口県土地利用基本計画を変更したので、次の要領により公表する。

平成二十六年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 計画の変更の内容

(一) 変更の要旨

山口県土地利用基本計画図のうち、農業地域及び森林地域の一部を変更した。

(二) 変更に係る市町の区域

宇部市、岩国市及び美祢市の区域

(三) 変更の詳細

縦覧に供する変更後の山口県土地利用基本計画図のとおり

二 縦覧の場所

山口県総合企画部地域政策課及び関係市役所

山口県告示第百号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置の許可が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十六年三月十八日から同年四月七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山口市環境部環境衛生課において公衆の縦覧に供する。

平成二十六年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 テルモ山口株式会社

住 所 山口市佐山三番二二号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 テルモ山口株式会社

所在地 山口市佐山三番二二号

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (m^3 /時)	工 事 着 手 年 月 日 定 手	工 事 完 成 年 月 日 定 成	使 用 開 始 年 月 日 定 始
四七―八	三三	平成二六、 五、一〇	平成二六、 八、一〇	平成二六、 八、二〇
〃	三〇	〃	平成二六、 九、一〇	平成二六、 九、二五
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃

備考 「四七―八」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供する分離施設をいう。

No. 1 排水口	排水口	排出水の汚染状態の値及び排出水の量											
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)	燃 ^り (mg/l)	ふっ素 (mg/l)	排出水の日当たりの量 (m ³)	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)	燃 ^り (mg/l)
七・五	八・五	六・五	三〇	三〇	三〇	一〇	一〇	一	一	八	一、〇七九	一、〇七九	一、〇七九
七・五	八・五	六・五	三〇	三〇	三〇	一〇	一〇	一	一	八	一、〇七九	一、〇七九	一、〇七九

排水処理施設	種類	排出水の汚染状態の値及び排出水の量													
		項目	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)	燃 ^り (mg/l)	ふっ素 (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	項目	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)	燃 ^り (mg/l)
処理後	七・五	八・五	三〇	三〇	三〇	一〇	一〇	一	一	八	一、〇七九	一、〇七九	一、〇七九		
処理前	九	六・四	一五五	一五五	六〇	一、七〇〇	一、七〇〇	二	二	八	一、〇七九	一、〇七九	一、〇七九		

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

排水処理施設	種類	構造	能力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
製鉄	鉄筋コンクリート		二、〇〇〇	中和・活性汚泥	連続	二四時間	変動なし	平成二六、 四、八	平成二六、 四、八	平成二六、 四、八

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量										
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)	燃 ^り (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)	燃 ^り (mg/l)
七	七・五	六・五	三〇	三〇	三〇	一〇	一〇	一	一	八	四八	四八
四七	四七・八	九・二	五	五	三〇	二	二	一	一	一	三三	三三

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

山口県告示第百一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十六年三月十八日から同年四月七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山口市環境部環境衛生課において公衆の縦覧に供する。

平成二十六年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 テルモ山口株式会社

住 所 山口市佐山三番二二号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 テルモ山口株式会社

所在地 山口市佐山三番二二号

三 特定施設の種別

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供する分離施設及び同表第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設

四 変更しようとする事項の内容

特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

(一) 汚水等の処理施設の種別、構造及び使用時間間隔等

排水処理施設		種 類
変更後	変更前	項目
"	鉄筋コンクリート製	構 造
二、〇〇〇	五、四	能 (m ³ /日)力
"	中和・活性汚泥	処理の方式
"	連 続	使用時間間隔
"	二 四 時 間	一日当たりの使用時間
"	変 動 な し	概 季 節 的 変 動 の 要
平成二六、八	(既)	年 工 事 着 手 予 定 月 日
平成二六、八		年 工 事 完 成 予 定 月 日
平成二六、八	(設)	年 使 用 開 始 予 定 月 日

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項目				汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	処理後		処理前			
	変更後	変更前	変更後	変更前		
排水処理施設	"	七・五	九	六・五	通 常 最 大	通 常 最 大
	"	八・五	六・四	九・四	通 常 最 大	通 常 最 大
	三〇	二〇	一五五	八九	通 常 最 大	通 常 最 大
	三〇	二〇	一五五	八九	通 常 最 大	通 常 最 大
	"	三〇	六〇	三三	通 常 最 大	通 常 最 大
	"	三〇	六〇	三三	通 常 最 大	通 常 最 大
	"	一〇	一七〇〇	五五	通 常 最 大	通 常 最 大
	"	一〇	一七〇〇	五五	通 常 最 大	通 常 最 大
	"	一	二	一	通 常 最 大	通 常 最 大
	"	一	二	一	通 常 最 大	通 常 最 大
"	"	"	八	通 常 最 大	通 常 最 大	
"	一・〇七九	五二四	一・〇七九	通 常 最 大	通 常 最 大	
"	一・〇七九	五二四	一・〇七九	通 常 最 大	通 常 最 大	

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排 水 口	項目		排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値	排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	変更後	変更前		
	通 常 最 大	通 常 最 大		
"	七・五	六・五	通 常 最 大	五二四
"	八・五	六・五	通 常 最 大	五二四
三〇	二〇	二〇	通 常 最 大	五二四
三〇	二〇	二〇	通 常 最 大	五二四
"	三〇	三〇	通 常 最 大	五二四
"	三〇	三〇	通 常 最 大	五二四
"	一〇	一〇	通 常 最 大	五二四
"	一〇	一〇	通 常 最 大	五二四
"	一	一	通 常 最 大	五二四
"	一	一	通 常 最 大	五二四
"	八	八	通 常 最 大	五二四
"	一・〇七九	五二四	通 常 最 大	五二四
"	一・〇七九	五二四	通 常 最 大	五二四

山口県告示第百二二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者 氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所 名称 所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社姫先 宇部市海南町 三番一七号	ヘルパース 宇部市海南町 三番一七号	訪問介護	平成二六、 二、 一

社会福祉法人 むべの里	一 須恵三二〇の九	大字東	町三番二六号	東芝中	一、
株式会社カワ ムラ	上七二〇の九	大字川	宇部	大字川	二、
社会福祉法人 むべの里	一 須恵三二〇の九	大字東	宇部	今村北	一、
株式会社八 モニーケア	下松市東陽六 丁目一番一号	東陽六	下松市東陽六 丁目一番三号	東陽六	三、
有限会社渡辺 薬局	岩国市今津町 四丁目三番二 号	今津町	岩国市麻里布 町五丁目三番 八号	麻里布	二、
医療法人新生 会	麻里布 町三丁目五番 五号	麻里布	麻里布 町三丁目五番 五号	麻里布	二、

東ソー生活協同組合	周南市清水一丁目一〇番二八号	東ソーコープヘルパース陽だまり	周南市清水一丁目一〇番二八号	"	"	"	"	一、七
医療生活協同組合健康文会	宇部市五十目山町一六番二二 三三 三三	虹の訪問看護ステーション東岐波	宇部市大字東岐波五三三七の八	訪問看護	"	"	"	二、一
医療法人社団生和会	周南市大字湯野四二七八の一	徳山リハビリテーション病院	周南市大字徳山六二六	訪問リハビリテーション	平成二五、〇	"	"	"
徳山社会保険介護老人保健施設セラヴィ徳山	" 孝田町一番一号	徳山社会保険介護老人保健施設セラヴィ徳山	" 孝田町一番一号	"	平成二四、五	"	"	"
戸井 正樹	山口市鰐石町四番四号	阿知須歯科	山口市阿知須四八三九の二	居宅療養管理指導	平成一七、四	"	"	"
医療法人かむらクリニツク	" 小郡下郷三〇七の二	若菜笹山デイサービス	宇部市笹山町二丁目一番四五号	通所介護	平成二六、二	"	"	"
カイゴのチカラ株式会社	" 嘉川三一四八の六	デイサービスセンターカイゴのチカラ泉都町	山口市泉都町八番三十一号	"	"	"	"	"
株式会社カイボンドリー・サポート	防府市大字田島三二一の一	宅粋庵デイサービスセンター	防府市勝間二丁目一〇番三〇号	"	平成二五、一	"	"	"
株式会社ハーパーモニーケア	下松市東陽六丁目一番一号	デイサービスい星	下松市東陽六丁目一番一号	"	平成二六、三	"	"	"
社会福祉法人緑風会	岩国市由宇町九八〇の一	緑風荘デイサービスセンター	岩国市由宇町三〇一八の一	"	平成二二、四	"	"	"

山口県告示第百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成二十六年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所	所在地	指定年月日	
有限会社ベストライフ	下関市豊浦町大字吉永一六五の二	ケアライフ小鯖	山口市下小鯖五二〇	平成二六、一
株式会社カインドリー・サポート	防府市大字田島三二一の一	ケアプランセンター	防府市勝間二丁目一〇番三〇号	平成二〇、六
株式会社ハーパーモニーケア	下松市東陽六丁目一番一号	宅粋庵居宅介護支援事業所	防府市勝間二丁目一〇番三〇号	平成二〇、六
医療法人社団生和会	周南市大字湯野四二七八の一	ケアプランセンター	下松市東陽六丁目一番三三	平成二六、三
東ソー生活協同組合	周南市清水一丁目一〇番二八号	徳山リハビリテーション病院	周南市大字徳山六二六	平成二五、二
東ソー生活協同組合	周南市清水一丁目一〇番二八号	東ソーコープ居宅介護支援事業所陽だまり	周南市清水一丁目一〇番二八号	平成二六、二

山口県告示第百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成二十六年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社姫先介護事業所	宇部市海南町三番一七号	ヘルパーステーション	宇部市海南町三番一七号	介護予防訪問介護	平成二六、二
社会福祉法人むべの里	大字東須恵三二〇の一	むべの里訪問介護事業所東芝中	東芝中町三番二六号	"	"
株式会社カワムラ	大字川上七二〇の九	シンブルケア	大字川上七二〇の九	"	"
社会福祉法人むべの里	大字東須恵三二〇の一	むべの里訪問介護事業所はぎわら	今村北五丁目一〇番三八号	"	"

株式会社富貴	防府市大字植松一八七の七	訪問介護ステーションふつき	防府市大字植松一八七の七	平成二〇、	〃
株式会社ハート	下松市東陽六丁目一番一	ヘルパーステーションねがい星	下松市東陽六丁目一番三	平成二六、	〃
有限会社渡辺薬局	岩国市今津町四丁目三番二	ヘルパーステーションわたなべ	岩国市麻里布町五丁目三番八	〃	〃
医療法人新生会	〃 麻里布町三丁目五番五	ヘルパーステーションラ・スリーズ	〃 麻里布町三丁目五番五	〃	〃
東ソー生活協同組合	周南市清水一丁目一〇番二	ヘルパーステーションコープだまり	周南市清水一丁目一〇番二	〃	〃
医療生活協同組合健文会	宇部市五十目山町一六番二	虹の訪問看護ステーション	宇部市大字東岐波五六三七の八	〃	〃
医療法人社団生和会	周南市大字湯野四二七八の一	徳山リハビリテーション病院	周南市大字徳山六二六	平成二五、	〃
徳山社会保険介護老人保健施設セラヴィ	〃 孝田町一番一	徳山社会保険介護老人保健施設セラヴィ	〃 孝田町一番一	平成二四、	〃
株式会社ハート	下松市東陽六丁目一番一	デイサービスねがい星	下松市東陽六丁目一番一	平成二六、	〃
社会福祉法人緑風会	岩国市由宇町九八〇の一	緑風荘デイサービスセン	岩国市由宇町三〇一八の一	平成一八、	〃

山口県告示第百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十六年三月十八日

一 保安林の所在場所

山口県知事 村岡 嗣 政

美祢市西厚保町原字神原一七五六、字玄重一七五八、一七六四、一七六九、一七七一の八、一七七一の二五から一七七一の二七まで、二二三八の二、字甲平一七七三の三、字榎原二二三九の一、二二三九の七、二二四二、字椎原二一六三、字高平二一七〇から二一七三まで、二二〇〇、字須多尾二二二二の一、二二二三

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

美祢市西厚保町原字神原一七五六・字玄重一七五八・字榎原二二三九の一・二二三九の七・字高平二二七二・二二〇〇（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

美祢市美東町真名字割敷四八九（次の図に示す部分に限る。）、四九〇、四九一、四九二の一、四九二から四九五まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

美祢市美東町真名字割敷四八九・四九〇・四九四・四九五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、下関都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 施行者の名称

下関市

二 都市計画事業の種類及び名称

下関都市計画道路事業三・三・四竹崎細江線

三 事業施行期間

平成二十三年六月七日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

下関市竹崎町四丁目

山口県告示第百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、下関都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 施行者の名称

下関市

二 都市計画事業の種類及び名称

下関都市計画道路事業三・三・五竹崎長崎線

三 事業施行期間

平成二十二年十二月二十四日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

下関市竹崎町三丁目、竹崎町四丁目及び大和町一丁目

山口県告示第百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、下関都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 施行者の名称

下関市

二 都市計画事業の種類及び名称

下関都市計画道路事業一下関駅東西連絡通路

三 事業施行期間

平成二十二年十二月二十四日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

下関市竹崎町四丁目

山口県告示第百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、下関都市計画広場事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 施行者の名称

下関市

二 都市計画事業の種類及び名称

下関都市計画広場事業一下関駅南口交通広場

三 事業施行期間

平成二十二年十二月二十四日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

下関市竹崎町四丁目

山口県告示第百十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十六年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
山陽小野田市大字山川字日下二一九四の二三及び二一九五の一	六・〇	八三・三	平成二六、二、二八



(七三) 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十六年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量）
- 二 作業の地域
山口県全域
- 三 作業の期間
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

(七四) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、長門市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十六年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量（空中写真測量）
- 二 作業の地域
長門市
- 三 作業の期間
平成二十五年七月一日から平成二十六年二月二十八日まで



公 告

平成二十六年度山口県警察官（男性）採用(A)試験（第一回）の実施

平成二十六年度山口県警察官（男性）採用(A)試験（第一回）を次のとおり実施します。

平成二十六年三月十八日

山口県人事委員会

- 一 募集都府県名及び採用予定人員

都府県名	採用予定人員
山口県	四十人程度
東京都 京都府 大阪府	それぞれ三人程度

兵庫県

- 二 職務の概要
個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。
- 三 受験資格
(一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

都府県名	受 験 資 格
山口県	昭和五十六年四月二日以降に生まれた男性で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。)の卒業者又は平成二十七年三月三十一日までに卒業する見込みの者
東京都	昭和五十九年五月十三日から平成五年四月一日までに生まれた男性で、大学の卒業者又は平成二十七年三月三十一日までに卒業する見込みの者
京都市	昭和五十九年四月二日以降に生まれた男性で、大学の卒業者又は平成二十七年三月三十一日までに卒業する見込みの者
大阪府	昭和五十四年四月二日以降に生まれた男性で、大学の卒業者又は平成二十七年三月三十一日までに卒業する見込みの者
兵庫県	昭和五十四年四月二日以降に生まれた男性で、大学の卒業者又は平成二十七年三月三十一日までに卒業する見込みの者

- (二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 - 1 日本の国籍を有しない者
 - 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号) 附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる法律に定める禁治産者
 - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 4 志望する都府県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 四 試験の方法、内容、日時及び場所
試験は、第一次試験及び第二次試験とします。
なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。
- (一) 第一次試験
 - 1 方法及び内容
警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験に

より、大学卒業程度の教養試験を行います。

- 2 日時
平成二十六年五月十一日(日曜日)
試験室入室 午前九時三十分まで
試験 午前十時から午後零時三十分まで
- 3 場所
下関市 下関市立大学
山口市 山口県立大学
岩国市 山口県民文化ホールいわくに

(二) 第二次試験
山口県の合格者については、次のとおり実施します。
なお、山口県以外の都府県の合格者については、当該都府県から文書で通知されます。

- 1 方法及び内容
 - (1) 論文試験
思考力、表現力、構成力等について試験を行います。
 - (2) 口述試験等
人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。
 - (3) 身体検査
山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。
なお、検査には、次のような基準があります。
 - 身長 一六〇センチメートル以上であること。
 - 体重 四七キログラム以上であること。
 - 視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。
 - 色覚 職務の遂行に支障がないこと。
 - 聴力 正常であること。
 - その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。
 - (4) 体力検査
職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。
なお、検査には、次のような基準があります。
反復横跳び 二〇秒間に四五回以上

握力 左右の平均が四キログラム以上

上体起こし 三〇秒間に二一回以上

シャトルラン 四三回以上

関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び論文試験

日時 平成二十六年六月七日(土曜日)

場所 山口県総合交通センター

(2) 体力検査

日時 平成二十六年六月八日(日曜日)

場所 山口県警察学校

(3) 口述試験

日時 平成二十六年六月九日(月曜日) から同月十九日(木曜日)までの間

場所 山口県人事委員会が指定する日

山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

山口県の第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五

点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準

に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

山口県の合格者については、平成二十六年五月二十一日(水曜日)に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、山口県以外の都府県の合格者については、平成二十六年八月上旬までに当該都府県から文書で通知されます。

最終合格者

(二) 最終合格者

山口県の合格者については、平成二十六年七月中旬に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で山口県以外の都府県を志望するものにあつては当該都府県の最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

1 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(男性)(A)受験申込書在中」と朱書し、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

2 受験申込書には志望都府県名を第二志望まで記入できます。

志望できる都府県は、山口県、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県の五都府県です。ただし、山口県を第二志望とすることはできません。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十六年三月十八日(火曜日)から同年四月十八日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十六年四月十八日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十六年三月十八日(火曜日)午前九時から同年四月十一日(金曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三―〇一〇)に問い合わせてください。

公 告

平成二十六年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第一回)の実施

平成二十六年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第一回)を次のとおり実施します。

平成二十六年三月十八日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

九人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和五十六年四月二日以降に生まれた女性で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業者又は平成二十七年三月三十一日までに卒業する見込みの者が受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者

2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験に

より、大学卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成二十六年五月十一日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時三十分まで

3 場所

下 関 市 下関市立大学
山 口 市 山口県立大学
岩 国 市 山口県民文化ホールいわくに

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

身長 一五〇センチメートル以上であること。

体重 四三キログラム以上であること。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

体力検査 職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四〇回以上

握 力 左右の平均が二四キログラム以上

上体起こし 三〇秒間に一五回以上

シャトルラン 二五回以上

関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び論文試験

日 時 平成二十六年六月七日(土曜日)

場 所 山口県総合交通センター

(2) 体力検査

日 時 平成二十六年六月八日(日曜日)
場 所 山口県警察学校

(3) 口述試験

日 時 平成二十六年六月九日(月曜日)から同月十九日(木曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日

場 所 山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかにかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十六年五月二十一日(水曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板上に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十六年七月中旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板上に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示
試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十七年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所配置されます。

(三) 給与は、原則として月額二十万三千五百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十六年三月十八日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(女性)(A)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(女性)(A)受験申込書在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十六年三月十八日(火曜日)から同年四月十八日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十六年四月十八日までの消印のあるものに限ります。

す。
(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間
平成二十六年三月十八日(火曜日)午前九時から同年四月十一日(金曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三―〇一〇)に問い合わせてください。



山口県選挙管理委員会告示第四十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次の表のとおりである。

平成二十六年三月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二二、七一一
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	

<p>県の教育委員会の委員の解職の請求</p>	<p>副知事並びに選挙管理委員会、公安委員会、監査委員及び公安委員会の委員の解職の請求</p>	<p>知事の解職の請求</p>	<p>県議会の議員の解職の請求</p>	<p>県議会の解散の請求</p>
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八條第一項</p>	<p>地方自治法第八十六條第一項</p>	<p>地方自治法第八十一條第一項</p>	<p>地方自治法第八十條第一項</p>	<p>地方自治法第七十六條第一項</p>
<p>二四八、一九四</p>	<p>二四八、一九四</p>	<p>二四八、一九四</p>	<p>山陽小野田選挙区 周南市選挙区 美祿市選挙区 柳井市選挙区 長門市選挙区 光市選挙区 岩国市選挙区 下松市選挙区 防府市選挙区 萩市選挙区 山口市選挙区 宇部市選挙区 下関市選挙区 熊毛郡選挙区 大島郡選挙区</p>	<p>二四八、一九四</p>

平成二十六年三月十八日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁